



この事業は「公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」補助金を財源とする「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成を受けて事業を行っています。

桜の宮防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド (地区防災計画)

1. 活動理念
2. 運営本部の設置基準
3. 基本情報
4. 緊急連絡先一覧
5. 防災資機材庫リスト
6. 地震時の対応
7. 風水害時の対応
8. 災害直後以降の対応
9. おたすけガイド一覧表
10. 防災マップ
11. 活動指示書

令和3年12月改定
桜の宮防災福祉コミュニティ

1. 活動理念

- ▶ 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で行動を行うことが大前提です。
- ▶ 防災福祉コミュニティ役員だけではなく、災害時に集まった人たちで、地域の安全を守るよう、自分たちのできる範囲の防災活動を行きましょう。

2. 運営本部の設置基準

■ 地震の場合

- ▶ **震度 6 弱以上**の地震が発生した場合
- ▶ 地震による被害が発生する恐れがあり、本部設置が必要と判断した場合
- ▶ 地震による被害が発生した場合

■ 風水害の場合

- ▶ 神戸市から避難情報（**警戒レベル 3 「高齢者等避難」 以上**）が発表されており、地域内の住民から避難支援の要請があった場合 ※警戒レベル 3 「高齢者等避難」以上の避難情報発令で役員は自宅待機
- ▶ 台風や大雨による被害が発生する恐れがあり、本部設置が必要と判断した場合
- ▶ 台風や大雨による被害が発生し、活動上の危険がないと判断した場合

■ その他

- ▶ 本部長または本部長代理が、運営本部の設置が必要と判断した場合

3. 基本情報

防コミ運営本部	桜の宮地域福祉センター			
ブロック本部	桜の宮地域福祉センター	北鈴蘭台自治会館		
防災資機材庫	桜の宮地域福祉センター	北鈴蘭台自治会館		
緊急避難場所 避難所	施設名称	土砂災害	洪水	避難所
	桜の宮小学校	○	○	○
	桜の宮中学校	○	○	○
	甲緑小学校	○	○	○
一時避難場所	北山公園	若葉台公園		
	泉橋公園	惣山公園		
	出坂山公園	峠公園		
耐震性防火水槽	出坂山公園（甲栄台4丁目）			
ふっQ すいせん	桜の宮小学校敷地内			
防災行政無線	桜の宮地域福祉センター	副本部長	宅	
災害時要支援者台帳	桜の宮地域福祉センター			
神戸市 災害テレホンセンター	0570-078-500 (防災行政無線の放送内容や避難場所の情報等が確認可)			

4. 緊急連絡先一覧

神戸市北消防署 (119)	078-591-0119
神戸北警察署 (110)	078-594-0110
神戸中央病院	078-594-2211
北区役所まちづくり課	078-593-1111
北建設事務所	078-981-5191
ガス：大阪ガス導管事業部	0120-7-19424
電気：関西電力送配電コールセンター	0800-777-3081
水道：北センター	078-582-4000
下水道：中央水環境センター北	078-581-6250
通信：NTT	113

5. 防災資機材庫リスト

防災倉庫の設置場所		桜の宮 地域福祉センター		北鈴蘭台 自治会館			
鍵の保管場所・保管者							
No	物品名	数量	購入年	数量	購入年	合計数	備考
1	消火器（粉末）	2		3		5	
2	消火器（強化剤）	1		2		3	
3	布バケツ			17		17	
4	消火訓練用オイルパン	3		3		6	
5	スコップ	5		4		9	
6	バール	3				3	
7	折り畳みノコギリ	3		4		7	
8	ノコギリ	3		5		8	
9	おの	1		1		2	
10	ハンマー	5		5		10	
11	簡易ジャッキ	2		2		4	
12	油圧ジャッキ	3	H28	1	H28	4	
13	つるはし	5		5		10	
14	ボルトクリッパー	2		2		4	
15	折り畳み担架	1		1		2	
16	レスキューキャリアマット	3				3	
17	とび口	2		2		4	
18	救助用ロープ	1				1	
19	救急用安全帯	1		1		2	
20	ヘルメット	14		8		22	
21	手袋	多数		多数		多数	
22	可搬式ウィンチ	1		1		2	
23	皮手袋	2		10		12	
24	腕章			5		5	
25	LED 腕章	17				17	福祉センター内

No	物品名	数量	購入年	数量	購入年	合計数	備考
26	携帯用電燈	9		3		12	
27	収納庫 (中)						
28	サルベージシート						
29	コードリール	1		1		2	
30	投光器 (三脚付)			1		1	
31	救急セット	1		1		2	
32	ポリタンク(飲料水用)	3		1		4	
33	台車	2		1		3	
34	トランジスタメガホン	4				4	
35	トランシーバー						
36	簡易テント	1				1	
37	折り畳みポリタンク	2				2	
38	ワイヤーロープ			1		1	
39	水消火器 (訓練用)	5				5	
40	ブルーシート	5		1		6	
41	カセットガスコンロ	2				2	
42	パッキン寸胴			4		4	
43	おひつ	2	H24			2	
44	土のう袋	多数				多数	
45	ゴム長靴	3				3	
46	レインコート	7	H25			7	
47	三角巾	49				49	
48	毛布	1				1	
49	カセットガス発電機	1	R2			1	
50	デジタル簡易無線機	5	H29			5	福祉センター内
51	ペール			3		3	
52							
53							
54							
55							

6. 地震時の対応

【災害発生後】

▶ 個人の行動（安全確保と情報収集）

チェック

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど身の安全を確保する
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う
- 家族の安全を確認する
- ラジオなどで情報を確認する
- 自宅周辺の被害状況を確認する
- 停電時にはブレーカーを落とし避難する

▶ 防災福祉コミュニティとしての活動

1. 防コミ運営本部の立ち上げ

チェック

- 被害状況などの情報を集めながら、防コミ運営本部に向かう
- 防コミ運営本部に集まったメンバーで本部を立ち上げる（本部に来ていない役員には連絡する）
- 本部に集まったメンバーで統括防災リーダーを決める
- 統括防災リーダーは必要に応じて、班構成を行う（情報班、安否確認班、救出救護班など）
- 本部に地域のマップ等配置、集まったメンバーで情報共有するためホワイトボードや模造紙などを設置する
- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す

東部と西部が寸断された場合、ブロック本部（北鈴蘭台自治会館）を立ち上げる

2. 情報収集・伝達（情報班）

チェック

- 防コミ本部に参集する道中で被災状況などの情報を集める
- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から地震情報等の収集を行う
- 危険箇所、道の狭い場所などの被害がないかを確認する

*地震時は有線電話、携帯電話は使用できない可能性があります

3. 安否確認（安否確認班）

チェック

- 住民の安否確認を行う
- 倒壊家屋等では、近所の住民から安否情報を集める

4. 災害時要支援者の避難支援（避難支援班）

チェック

- 安否確認状況と災害時要支援者台帳をもとに、支援者の割り振りをする（民生・児童委員等と協力）
- 避難所等の安全な場所に避難する必要のある災害時要支援者や傷病者の避難支援を行う

5. 消火活動（消火班）

チェック

- 出火場所を確認し、119（消防）へ連絡する
- バケツや近所の消火器、耐震性貯水槽の小型動力ポンプを活用し初期消火を行う
- 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する（メガホン等を活用）

*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です

6. 救出・救護活動（救出・救護班）

チェック

- 被害状況を確認し、119（消防）へ連絡する
- 救出活動人員の割り振りをする
- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する（ジャッキやバール、のこぎり等を活用）
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する（救急セットが足りない場合はご近所にも依頼）

7. 救護所の設置（救出・救護班）

チェック

- けがの手当てができるよう救護所を設置する
- 資機材の応急セットやご近所から救急箱を提供してもらう

8. 運営本部・ブロック本部間の連絡（情報班）

チェック

- 被害情報、活動情報等を本部間で連絡を取り合う

9. 区役所や消防署への連絡（情報班）

チェック

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

10. 避難所の開設

チェック

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難所の開設支援をする
- 避難者名簿作成の支援をする
- 炊出しなど、避難所運営の支援を行う

7. 風水害時の対応

【災害発生前】

▶ 個人の行動（安全確保と情報収集）

チェック

- 避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」以上）発令後は、ラジオやテレビ等から避難情報、気象情報等の情報を収集する
- ハザードマップ等を確認し、避難が必要だと判断した場合は安全な場所に避難する
- 役員は、避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」以上）発令後、招集があれば活動ができる準備をし、自宅に待機する

▶ 防災福祉コミュニティとしての活動

1. 防コミ運営本部の立ち上げ

チェック

- 天候などの状況に応じ、統括防災リーダー（防コミ本部長または代理）が防コミ運営本部の設置場所やメンバーの召集方法を決め、役員などに連絡する
- 統括防災リーダーは班構成を行う（情報班、避難支援班など）

（例）「本部を本部長宅に設置し、連絡はメールなどで取り合う」「避難支援者宅に集合する」など、状況に応じて臨機応変に対応する

2. 情報収集と伝達

チェック

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する
- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく
- 洪水や土砂災害の危険性が高まり、連絡が必要と判断した場合、警戒区域内の住民に避難を呼びかける

3. 避難支援体制の整備、資機材等の確保

チェック

- 要支援者の避難誘導ができる体制を整える（人員確保等）
- 避難支援や災害発生時に備えて、防災資機材の準備をする

4. 災害時要支援者の避難支援

チェック

- 支援の要請があった場合や洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、避難支援方法を検討し、避難支援者の割り振りを行う
- 避難支援要請があった住民や警戒区域内の災害時要支援者に対し、避難支援を行う

【災害発生後】

▶ 防災福祉コミュニティとしての活動

5. 防コミ運営本部による指揮

チェック

- 防コミ運営本部が立ち上がっていない場合は、【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げ、統括防災リーダーは班構成を行う
- 地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す

6. 情報収集・伝達

チェック

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する
- 各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う（天候などの状況に応じ、危険のない範囲で行う）

7. 安否確認

チェック

- 被害場所の住民の安否確認を行う（天候などの状況に応じ、危険のない範囲で行う）

8. 救出・救護

チェック

- 被害状況を確認し、119（消防）へ連絡する
- 二次災害に注意しながら、防災資機材等を使用し、被災者を救出する
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する

9. 区役所や消防署への連絡

チェック

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 緊急避難場所・避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

10. 緊急避難場所・避難所の開設

チェック

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難場所の開設支援をする
- 避難者名簿作成の支援をする

8. 災害直後以降の対応

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1. 役割分担の見直し

チェック

- 防災福祉コミュニティの集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す

2. 避難所の運営支援

チェック

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる
- 女性や子育て家庭、同行避難してきたペット、災害時要支援者への配慮を行う（要支援者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要支援者のための福祉避難室を設けるなど）
- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ

3. 生活情報の収集

チェック

- 生活情報の収集および住民への周知を行う（掲示板等を活用）

4. 防火・防犯パトロール

チェック

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う

桜の宮地域おたすけガイド一覧表

地震

防コミ運営本部設置基準

- 震度6弱以上の地震が発生した場合
- 地震による被害が発生する恐れがある場合
- 地震による被害が発生した場合

設置基準を満たす場合
↓
本部長が設置が必要と判断した場合

1. 運営本部（ブロック本部）の立ち上げ

※状況に応じて、ブロック本部（北鈴蘭台自治会館）を立ち上げる

- 運営本部に参集する道中で被災状況などの情報を集める
- 防コミ運営本部に集まったメンバーで本部を立ち上げる（本部に來ていない役員には連絡する）
- 本部に集まったメンバーで統括防災リーダーを決める
- 統括防災リーダーは必要に応じて、班構成を行う（情報班、安否確認班、救出救護班など）
- 本部に地域のマップ等配置、集まったメンバーで情報共有するためホワイトボードや横断紙などを設置
- 情報班は地区内の被害情報を収集し、被災状況に応じて活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す

2. 情報収集・伝達（情報班）

- 防コミ本部に参集する道中で被災状況などの情報を集める
- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から地震情報等の収集を行う
- 危険箇所、道の狭い場所などの被害がないかを確認する

↑
火災が発生している場合

3. 安否確認（安否確認班）

- 安否確認を行う
- 倒壊家屋等では、近所の住民から安否情報を集める

↓
避難支援が必要な場合

4. 災害時要支援者の避難支援（避難支援班）

- 安否確認状況と災害時要支援者台帳をもとに、支援者の割り振りをする
- 避難所等の安全な場所に避難する必要がある災害時要支援者や傷病者の避難支援を行う

↓
救護所が必要

7. 救護所の設置（救出・救護班）

- けがの手当てができるよう救護所を設置する
- 資機材の応急セットやご近所から救急箱を提供してもらう
- 近隣の医療機関の応援を求める

8. 運営本部・ブロック本部間の連絡（情報班）

- 被害情報、活動情報等を本部門で連絡を取り合う

9. 区や消防署への連絡（情報班）

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

状況に応じて…

避難所開設支援

福祉避難所開設支援

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難所の開設支援をする
- 避難者名簿作成支援をする
- 炊出しなど、避難所運営の支援を行う

5. 消火活動（消火班）

- 出火場所を確認し、119（消防）へ連絡する
- バケツや近所の消火器、耐震性貯水槽の小型動力ポンプを活用し初期消火を行う
- 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する（メガホン等を活用）

6. 救出・救護活動（救出・救護班）

- 被害状況を確認し、119（消防）へ連絡する
- 救出活動人員の割り振りをする
- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する（ジャッキやバール、のこぎり等を活用）
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する（救急セットが足りない場合はご近所にも依頼）

↓
救護所が必要

神戸市 災害テレホンセンター (防災行政無線の内容、避難の情報など)
0570-078-500

連絡先一覧	
神戸市北消防署	591-0119 (119)
神戸北警察署	594-0110 (110)
神戸中央病院	594-2211
北区役所まちづくり課	593-1111
北緑設事務所	981-5191
ガス：大阪ガス導管事業部	0120-7-19424
電気：関西電力送配電コールセンター	0800-777-3081
通信：NTT	113
水道：北センター	582-4000
下水道：中央水環境センター北	581-6250

桜の宮地域おたすけガイド一覧表

防コミ運営本部設置基準

1. 避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」以上）が発表され、地域内の住民から避難支援の連絡があった場合 ※警戒レベル3「高齢者等避難」発令で役員は自宅待機
2. 台風や大雨による被害が発生する恐れがある場合
3. 台風や大雨による被害が発生し、活動上の危険がないと判断した場合

↓
設置基準を満たさず場合
本部長が設置が必要と判断した場合

【災害発生前】

1. 運営本部（ブロック本部）の立ち上げ

- ※「本部を本部長宅に設置し、連絡はメールなどで取り合う」避難支援者宅に集合する」など、状況に応じて臨機応変に対応する
- 天候などの状況に応じ、統括防災リーダー（防コミ本部または代理）が防コミ運営本部の設置場所やメンバーの召集方法を決め、役員などに連絡する
 - 統括防災リーダーは班構成を行う（情報班、避難支援班など）

【災害発生後】

5. 運営本部（ブロック本部）の立ち上げ

- 防コミ運営本部が立ち上がっていない場合は、[災害発生前]と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げ、統括防災リーダーは班構成を行う
- 地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す

【災害発生前】

2. 情報収集・伝達（情報班）

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報を収集する
- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく
- 洪水や土砂災害の危険性が高まり、連絡が必要と判断した場合、警戒区域内の住民に避難を呼びかける

3. 避難支援体制の整備・資機材等の確保(避難支援班)

- 要支援者の避難誘導ができる体制を整える（人員確保等）
- 避難支援や災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の準備をする

4. 災害時要支援者の避難支援(避難支援班)

- 支援の要請があった場合や洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、避難支援方法を検討し、避難支援者の割り振りを行う
- 避難支援要請があった住民や警戒区域内の災害時要支援者に対し、避難支援を行う

役割	班長名	担当者名
統括防災リーダー		
情報班		
安否確認班		
避難支援班		
救出・救護班		

【災害発生後】

6. 情報収集・伝達（情報班）

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報を収集する
- 各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う（天候などの状況に応じ、危険のない範囲で行う）

7. 安否確認（安否確認班）

- 被害場所の住民の安否確認を行う（天候などの状況に応じ、危険のない範囲で行う）

↓
救出・救護が必要な場合

8. 救出・救護活動（救出・救護班）

- 被害状況を確認し、119（消防）へ連絡する
- 二次災害に注意しながら、防災資機材等を使用し、被災者を救出する
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する

8. 運営本部・ブロック本部間の連絡（情報班）

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 緊急避難場所・避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

9. 区や消防署への連絡（情報班）

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える

状況に応じて…

避難所開設支援

福祉・避難所開設支援

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難所の開設支援をする
- 避難者名簿作成支援をする
- 炊出しなど、避難所運営の支援を行う

神戸市 災害テレホンセンター (防災行政無線の内線、通話の情報など)
0570-078-500

連絡先一覧	電話番号
神戸市北消防署	591-0119 (119)
神戸北警察署	594-0110 (110)
神戸中央病院	594-2211
北区役所まちづくり課	593-1111
北建設事務所	981-5191
ガス：大阪ガス導管事	0120-7-19424
電報：関西電力送配電	0800-777-3081
コールセンター	113
通信：NTT	582-4000
水道：北センター	581-6250
下水道：中央水環境センター北	

活動指示書

情報収集・伝達

- ▶ ラジオ、テレビ、防災行政無線等で情報の収集を行う
- ▶ 地域内の災害情報を把握する

情報収集・伝達手順

1. 情報収集

- ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、スマホや PC 等も活用し、必要な情報（地震情報、避難情報、気象情報など）を収集する
- 行政機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する
- バイクや自転車などを活用し、地域内の情報（被害状況など）を収集する
- 定期的に区役所や避難所等に出向き、公開されている情報を収集する
- 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する

2. 情報伝達

- 情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する

安否確認

- ▶ 住民の安否確認を行う（民生・児童委員などと協力）
- ▶ 倒壊家屋等では、近所の住民から安否情報を集める
- ▶ 収集した安否確認情報を集約し、整理する

訪問先での確認手順

1. 外観の確認

- 物に甚大な被害がないかを確認する

2. 声かけ・呼びかけ確認

- 門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する

3. ドアをノックする

- 応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみる

4. 庭、勝手口等の確認

- 状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をする

救出・救護

- ▶ 防災資機材庫より必要な資機材を活用する
- ▶ 救護（応急手当）を実施する

救出・救護手順

1. 被害の実態把握

- 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する
- 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する
- 二次災害が発生する危険要因がないか確認する

2. 二次災害の防止

- 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する
- 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きなものがずれたり倒壊したりしないようにロープ等で支持、固定する
- 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う

3. 要救助者の救出

- 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする（要救助者を無理に引き出そうとしない）

4. 応急手当

- 出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する

5. 搬送

- 傷病者を医療機関や救護所まで搬送する

活動指示書

消火活動

- ▶ 出火場所を確認し、消火人員を割り振る
- ▶ 耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う

消火活動手順

1. 初期消火

- 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する
- 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする

2. 小型動力ポンプの使用

▶ 消火用水の選定

- 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする

▶ ホースの延長要領

- 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける
- ホースの結合は漏水しないように確実にを行う

▶ 送水の時期

- ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する
- コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う

3. 大火災からの避難

- 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する

災害時要援護者の避難支援

- ▶ 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- ▶ 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う

避難支援のポイント

1. 一人暮らし高齢者

- 迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要

2. 寝たきりの要介護高齢者

- 避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある

3. 認知症の人

- 安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要

4. 視覚障がい者

- 音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要

5. 聴覚障がい者

- 補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要

6. 言語障がい者

- 手話、筆談等によって状況を把握することが必要

7. 在宅人工呼吸器使用者

- 避難所での電源確保が必要

